



長野県報

10 月 16 日(木)

令和 7 年

(2025 年)

第 651 号

目 次

規 則

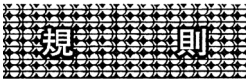
災害救助法施行細則の一部を改正する規則（危機管理防災課）	2
------------------------------	---

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（疾病・感染症対策課）	3
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障がい者支援課）	3
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称変更（障がい者支援課）	4
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定辞退（障がい者支援課）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障がい者支援課）	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定更新（障がい者支援課）	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出（障がい者支援課）	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退（障がい者支援課）	6

公 告

企画提案公募（プロポーザル）（財政課）	6
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による届出及び届出書の縦覧（2 件）（産業立地・IT 振興課）	7
大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT 振興課）	9
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	10
土地改良区清算人の退任の届出（農地整備課）	11
開発行為に関する工事の完了（2 件）（都市・まちづくり課）	11
建築基準法に基づく道路の位置の指定（5 件）（建築住宅課）	12
建築基準法に基づき指定した道路の廃止（2 件）（建築住宅課）	14
特定調達契約に係る一般競争入札（水道・生活排水課）	14
特定調達契約に係る一般競争入札（産業人材育成課）	17



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和 7 年10月16日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第55号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 法第 8 条第 4 項の規定による実費の弁償は、救助の種類ごとに、別表第 1 に定めるところにより行うものとする。

第 9 条第 1 項中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改める。

別表第 1 の 1 のアの(エ)中「高齢者」を「法第 2 条第 2 項の規定により、高齢者」に、「等」を「、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるもの」に、「避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与」を「災害対策基本法施行令（昭和37 年政令第288号）第20条の 6 第 1 号から第 5 号までに定める基準に適合」に改め、同表の 14 を同表の 15 とし、同表の 13 のアの(エ)を次のように改める。

(エ) 福祉サービスの提供

別表第 1 の 13 のア中(キ)を(ク)とし、(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

別表第 1 中13 を 14 とし、6 から 12 ままでを 7 から 13 ままでとし、5 の次に次のように加える。

6 福祉サービスの提供

ア 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。

イ 福祉サービスの提供は、法第 3 条に規定する都道府県知事等又は法第11条に規定する災害発生市町村等の長からの要請を受けて行うものとする。

ウ 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行う。

(ア) 災害時要配慮者に関する情報の把握

(イ) 災害時要配慮者からの相談対応

(ウ) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

(エ) 災害時要配慮者の避難所への誘導

(オ) 福祉避難所の設置（法第 2 条第 2 項の規定により設置する場合を除く。）

エ 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、ウの(ア)から(エ)までの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、ウの(オ)の場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

オ 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

別表第 2 の 1 中「第 4 号」を「第 5 号」に改め、同表の 2 中「第 4 条第 5 号から第10号」を「第 4 条第 6 号から第11号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則第 7 条第 2 項、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 7 年 7 月 1 日から適用する。

危機管理防災課